

筑波大学の役員報酬等及び職員の給与水準の公表について

1 趣旨

国立大学法人の役員報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を国民及び関係者に分かりやすく提供するため、公表されるべき事項等について総務省からガイドラインが示されています。

2 公表事項

- ・ 役員報酬等について
- ・ 職員給与について
- ・ 総人件費について
- ・ 報酬・給与の考え方、改定について
- ・ 法人が必要と認める事項

(公表事項の注解)

① 対象役員

全ての常勤及び非常勤の役員が対象となる。

② 対象職員

平成17年4月分の月例給与並びに平成16年度中の月例給与及び賞与を減ぜられることなく支給された常勤の職員及び非常勤の職員(1年を超えて継続しており、かつ、常勤職員と同じ勤務時間数の者に限る。)が対象となる。ただし、表中Ⅱの②から⑤までは、前年度1年間において給与を減額されることなく支給された常勤の事務・技術職員(一般職員(一))、大学教員(教育職員(一))及び看護師(医療職員(三))が対象となる。

③ 表中Ⅱの②の「四分位」「第1分位」「第3分位」について

「四分位」とは、ばらつきの度合いを示す指標のひとつで、「第1分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額であり、「第3分位」とは、75%目の額である。

④ 表中Ⅱの③の標準的な職位について

あくまでも標準的な職位を示しているため、表示以外の職名については級に対応し含まれている。

⑤ 表中Ⅱの⑤の指数について

この項の指数は、ラスパイレス指数といい、同指数は、法人の年齢別人員構成をウェイトに用いて算出する指数である。具体的には、国家公務員(本府省職員、管区機関職員、府県単位機関職員、地方出先機関職員、施設等機関職員)との比較の場合は、本学職員の給与(時間外手当、特殊勤務手当等の実績に応じて支給

される手当及び通勤手当を除く。)を国の同一年齢階層の給与(超過勤務手当, 特殊勤務手当等の実績に応じて支給される手当及び通勤手当を除く。)に置き換えた場合の仮定の給与費を100としてこれに対して本学が現に支給している給与費から算出される指数をいう。

⑥ 表中Ⅲの「給与, 報酬等支給総額」について

全ての役員及び全ての常勤職員に係る当該年度に支給した報酬の合計額をいう。

⑦ 表中Ⅲの「最広義人件費」について

人件費に非常勤職員, 臨時職員に支給した給与及び人材派遣サービスに支払う費用等を加えた額をいう。

3 公表時期及び公表方法等

財務諸表の開示と併せて行うほか財務諸表の提出時期に文部科学省及び筑波大学のホームページ上で行う。

4 給与等の調査と指標の作成

毎年、事業年度終了後(4月)、文部科学省が国立大学法人等の役職員の給与等実態調査を実施し、それに基づき人事院が国家公務員及び他の国立大学法人等との比較指標(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)その他の発表に必要な指標等を作成・提出することとなっている。

国立大学法人筑波大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
法人の長	千円 22,460	千円 15,612	千円 6,380	千円 468 (調整手当)		
理事 (7人)	千円 114,657	千円 76,896	千円 32,024	千円 4,128 (調整手当) 781 (通勤手当) 828 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0 ()		
監事 (1人)	千円 12,223	千円 9,396	千円 2,537	千円 282 (調整手当) 8 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 996	千円 996	千円 0	千円 0 ()		

注1:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:理事(非常勤)への就任にあたって、本務先より無報酬を条件とされたため、報酬を支給していない。

役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助成率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

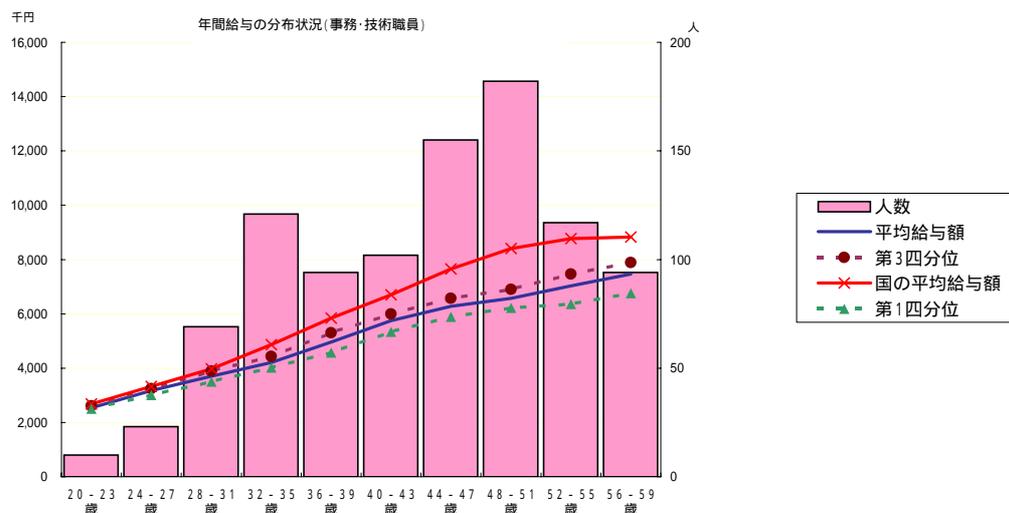
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	3,284	45.9	7,808	5,636	104	2,172
事務・技術	974	44.4	5,917	4,309	99	1,608
教育職種 (大学教員等)	1,384	49.1	9,867	7,043	107	2,824
医療職種 (医師)	-	-	-	-	-	-
医療職種 (看護師)	300	34.7	4,761	3,485	34	1,276
技能・労務職種	67	52.8	5,429	3,971	79	1,458
教育職種 (附属高校教員)	425	45.9	8,225	6,051	157	2,174
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	35	48.8	8,536	6,277	192	2,259
医療職種 (医療技術職員)	77	42.9	5,871	4,268	78	1,603
その他医療職種 (医療技術職員)	8	40.8	5,397	3,955	144	1,442
その他医療職種 (看護師)	8	50	6,098	4,439	88	1,659
指定職種	6	60.5	15,317	11,019	103	4,298
在外職員	1	-	-	-	-	-
任期付職員	76	44.5	8,967	6,446	56	2,521
事務・技術	1	-	-	-	-	-
教育職種 (大学教員等)	71	44.8	9,046	6,477	54	2,569
医療職種 (医師)	-	-	-	-	-	-
医療職種 (看護師)	-	-	-	-	-	-
教育職種 (外国人教師等)	4	42.8	8,967	6,877	88	2,090
再任用職員	3	62.5	4,368	3,679	174	689
事務・技術	-	-	-	-	-	-
教育職種 (大学教員等)	-	-	-	-	-	-
医療職種 (医師)	-	-	-	-	-	-
医療職種 (看護師)	-	-	-	-	-	-
技能・労務職種	1	-	-	-	-	-
教育職種 (附属高校教員)	2	-	-	-	-	-
非常勤職員	18	34.1	1,716	1,524	38	192
事務・技術	1	-	-	-	-	-
教育職種 (大学教員等)	-	-	-	-	-	-
医療職種 (医師)	14	30.8	1,572	1,572	13	0
医療職種 (看護師)	-	-	-	-	-	-
技能・労務職種	3	45.8	2,229	1,357	48	872

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員の事務・技術職種、再任用職員の技能・労務職種及び教育職種(附属高校教員)、非常勤職員の事務・技術職種については、該当者が1~2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載しない。

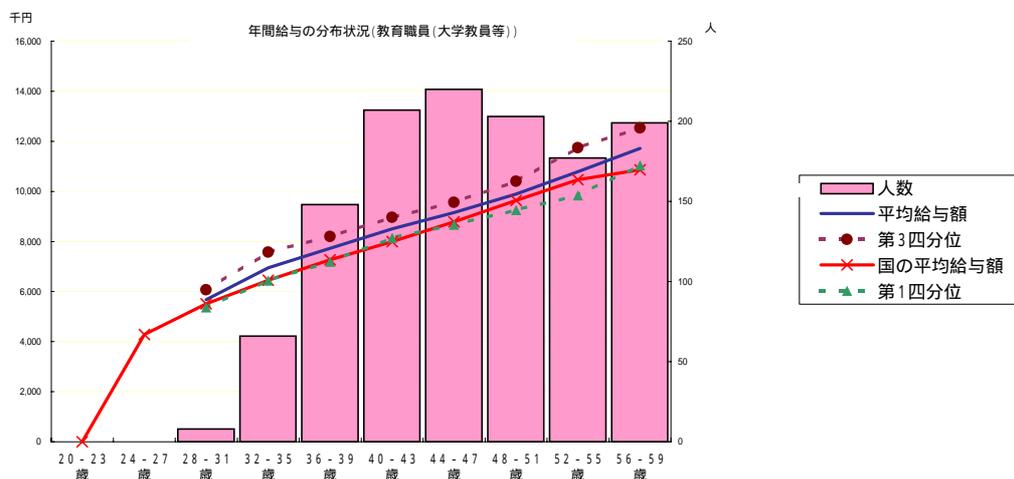
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師)) (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、〃まで同じ。)



(事務・技術職員)

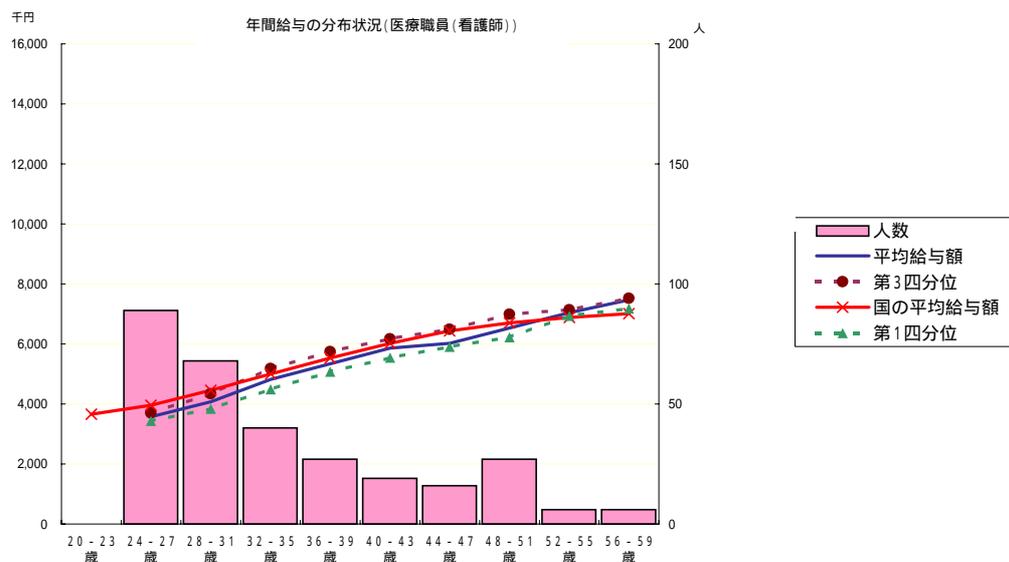
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
部長	4	55.5	-	11,318	-	-
課長	32	54.4	8,510	9,010	9,370	9,370
課長補佐	109	55.1	7,155	7,448	7,744	7,744
係長	392	47.8	6,000	6,354	6,733	6,733
主任	205	44.7	5,091	5,463	5,818	5,818
係員	231	32.0	3,564	3,891	4,262	4,262

注: 本法人には「本部部长」及び「地方部部长」と区別がないため、原則として「本部部长」を掲げるところ、「部長」を記載した。(他の職位についても同じ。)



(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
教授	521	56.4	10,988	11,668	12,331	12,331
助教授	456	47.1	8,767	9,217	9,678	9,678
講師	357	42.5	7,572	8,135	8,767	8,767
助手	50	38.1	6,086	6,442	6,897	6,897



(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	3	56.5	-	7,609	-
看護師長	28	49.2	6,339	6,736	7,038
副看護師長	48	42.3	5,362	5,972	6,510
看護師	220	30.8	3,571	4,139	4,554

注:看護部長については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		係員	係員	主任	係長	係長	課長補佐	課長	課長	部長	調整官	調整官
人員(割合)	974	10 (1.0%)	43 (4.4%)	214 (22.0%)	308 (31.6%)	219 (22.5%)	103 (10.6%)	50 (5.1%)	22 (2.3%)	3 (0.3%)	2 (0.2%)	0
年齢(最高～最低)		23～21	32～25	53～27	59～35	59～43	60～48	60～40	60～44	59～51	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		1,993～1,771	2,880～2,110	3,767～2,436	5,068～3,080	5,545～4,318	6,048～4,694	6,690～5,060	7,666～6,168	8,522～7,328	～	～
年間給与額(最高～最低)		2,672～2,421	3,839～2,883	5,149～3,329	6,913～4,235	7,582～5,941	8,414～6,479	9,132～7,148	10,408～8,422	11,681～10,231	～	～

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		任命権者が定める職位	助手	講師	助教授	教授
人員(割合)	1,384	0 (%)	50 (3.6%)	357 (25.8%)	456 (32.9%)	521 (37.6%)
年齢(最高～最低)		～	52～30	63～31	63～34	65～40
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,526～3,487	7,293～4,083	8,166～4,356	10,192～5,724
年間給与額(最高～最低)		～	7,610～4,766	9,940～5,749	11,335～6,095	14,511～8,192

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	300	0 (%)	220 (73.3%)	52 (17.3%)	24 (8.0%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)	0
年齢(最高～最低)		～	57～24	55～33	60～38	58～53	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,487～2,419	5,186～3,638	5,429～4,339	5,939～5,156	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,225～3,306	7,082～5,039	7,572～6,120	8,073～7,231	～	～

注:事務・技術職員の10級、医療職員(看護師)の6級については、該当者が1～2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.5%	67.3%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.5%	32.7%	34.0%
	最高～最低	46.7～29.1%	42.9～28.7%	44.7～29.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.0%	69.4%	67.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.0%	30.6%	32.2%
	最高～最低	36.4～28.2%	33.3～26.4%	34.8～28.6%

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.3	68.4	66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7	31.6	33.6
	最高～最低	46.7～32.2	42.9～29.3	44.7～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.1	69.5	67.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.9	30.5	32.1
	最高～最低	36.4～28.2	33.3～28.1	34.8～30.0

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.0	64.7	61.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41.0	35.3	38.1
	最高～最低	46.7～33.3	39.1～30.4	42.9～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.5	68.9	67.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.5	31.1	32.7
	最高～最低	36.4～30.1	33.3～27.4	34.8～28.7

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員等)/医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))	82.9
対他の国立大学法人等	96.6

(教育職員(大学教員等))

对国家公務員(旧教育職(一))	105.1
対他の国立大学法人等	103.7

(医療職員(看護師))

对国家公務員(医療職(三))	94.4
対他の国立大学法人等	96.9

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増 減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減	
	(平成16年度)	(平成15年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額(A)	34,280,278	34,573,560	293,282	(0.8)	-	(-)
人件費 ((A)+退職手当繰入+法定福利厚生費)	38,113,275	37,683,189	430,086	(1.1)	-	(-)
最広義人件費	40,468,968	40,096,690	372,278	(0.9)	-	(-)

注1:平成16年度から旧国立久里浜養護学校と統合したため、前年度(平成15年度)の数値には、旧国立久里浜養護学校分を含む。

注2:「前年度(平成15年度)」の数値には、法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職員	有			寒冷地手当の支給額及び支給方法の変更

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、期末特別手当については、当該額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	改定なし	}
理事	{	改定なし	}
理事(非常勤)	{	改定なし	}
監事	{	改定なし	}
監事(非常勤)	{	改定なし	}

3 職員給与

人件費管理の基本方針

中期計画における人件費の見積りの範囲内で、人件費を総額で管理することとし、業務の見直し・電算化・アウトソーシングによる効率化を推進することにより、人件費の抑制に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条で準用される独立行政法人通則法第63条第3項により、職員の給与の支給基準は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとしている。また、職員の給与と改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮した適正な給与水準としている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価の結果を踏まえた勤務成績等を考慮し、昇格、昇給、特別昇給及び勤勉手当の成績率の決定を実施している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇格)	総合的な能力の評価により、上位の級に決定できる者については、昇格させることができる。
俸給月額(昇給)	一定の期間を良好な成績で勤務したときに、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額(特別昇給)	職務評価の結果、勤務成績が極めて優秀であり、かつ、職務に関連して見られた性格、能力及び適性が優秀である場合並びにそれに相当する場合は、上位の号俸に昇給させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日6か月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

20年以上勤続して退職する場合の特別昇給の廃止
寒冷地手当の支給額の減額及び支給方法の変更
・最高支給額 年額180,200円 89,000円
・一括支給から月額制(11月から翌年3月までの5箇月間)に変更

法人が必要と認める事項

特になし